

議案第60号

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

幕別町道路占用料に関する条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町道路占用料に関する条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料から適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。